

# 北九州市過積載防止対策実施要領

制定 平成18年10月 1日

改正 平成27年 8月 1日

改正 平成28年 4月 1日

(目的)

第1条 この実施要領は、北九州市過積載防止対策要綱第5条の規定の基づく、過積載防止への取り組みについて必要な事項を定める。

(施工計画書の記載と確認)

第2条 受注者は、施工計画書の作成に当たっては、過積載防止計画として以下の事項を記載し、監督員はこれを確認しなければならない。

(1) 工事概要

再資源利用計画、仮置きの有無及び仮置き場所、土砂等の掘削及び運搬に関わる下請負者名と許可書(写し)、処理場等までの運搬経路

(2) 過積載防止対策

積載量の管理・点検方法、工事関係者への交通安全指導と過積載防止の周知・啓発活動

(土砂等運搬自動車)

第3条 受注者は、土砂等を運搬する自動車(以下「ダンプカー等」という)に備え付けの自動車検査証及び自重計技術基準適合証の有効期限等を確認し、監督員からの請求があった場合には、直ちに提示しなければならない。

2 受注者は、車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上のダンプカー等の使用をする場合は、ダンプ規制法に基づき、国土交通大臣に申請して表示番号の指定を受け、その番号等を車両の荷台の両側面と後面に見やすいように表示しなければならない。

3 受注者は、車両総重量8t以上又は最大積載量5t以上のダンプカー等の使用をする場合は、「土砂等を運搬する大型自動車に取り付ける自重計等技術上の基準を定める省令」に基づき、適正に点検整備された自重計を有する車両の使用を徹底しなければならない。

(土砂等の積載管理)

第4条 受注者は、土砂等をダンプカー等に積載する場合には、自動車検査証に記載されている最大積載量を超えてはならない。

2 受注者は、目視や自重計及びトラックスケール等によって土砂等の積載を日常的に管理し、過積載防止の周知徹底及び啓発を行い、また、監督員は、巡回点検等を行っ

て、受注者による過積載などの法令違反の防止に努めなければならない。

- 3 受注者は、過積載があった場合、すみやかに積載量の徹底管理と再発防止策を始末書とともに工事担当課に提出し、過積載の再発防止をしなければならない。

(その他)

第5条 この要領に定めるもののほか、実施上の細目について必要な事項は、技術監理局長が定める。

付 則

この要領は、平成18年10月 1日から実施する。

付 則

この要領は、平成27年 8月 1日から実施する。

付 則

この要領は、平成28年 4月 1日から実施する。